

発議第1号

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定について  
の一部改正について

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定について（平成19  
年3月29日議決）の一部を次のとおり改正する。

平成27年2月6日 提出

提出者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 谷 畑 英 吾

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 久 保 久 良

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定について  
の一部改正について

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定について（平成19年3月29日議決）の一部を次のように改正する。

第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 法第96条第1項第12号に規定するもののうち、目的物の価格が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。